

「第3次白老町議会改革の取り組み」

平成20年度 ~ 平成25年度

(平成22年1月末現在)

白 老 町 議 会

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H20	H21	H22	H23	H24	
1 町民に開かれた議会	1 議会情報の公開	情報公開における実施機関として、平成12年1月条例の施行以来、様々な情報公開を行ってきたところである。自治基本条例の制定を受けて、協働の3本柱である情報共有・住民参加・町民活動の推進を今後においても積極的に調査研究し情報の発信を行う。						平成21年1月1日以降実施 ・ 本会議及び委員会において、審査及び調査のために配布される資料について傍聴者に配布する。(議案書は貸し出しする。) ・ 傍聴規則に議長及び委員長の責務として、利便性の確保、傍聴意識の高揚を図ることを明記
	2 議会報告会の開催	まちづくりの政策の決定過程において、議決機関である議会がどのように運営し、議員がどのように判断したかなどについて、議会の説明責任として報告会を開催する。		5月				平成21年5月25日・26日・29日(町内8箇所、2班・7人) ・ 委員会名 広報広聴常任委員会・議会報告会 ・ 目的 平成21年1月会議から3月会議まで審議経過について ・ 参加人数 95名
2 町民に親しまれる議会	1 議会懇談会の実施	議会と住民の意思が乖離せず、常に住民の思いを感じる議員活動を推進するために、町民からの意見・要望等を拝聴する懇談会を全町において開催する。	11月					平成20年6月24日・25日・27日(町内3箇所) ・ 委員会名 白老町財政健全化に関する調査特別委員会 ・ 目的 新財政改革プログラム案に対する住民広聴 ・ 参加人数 44名 平成20年11月5日・6日・7日(町内9箇所、3班・5人) ・ 委員会名 広報広聴常任委員会・議会懇談会 ・ 目的 行政・議会に何を望みますか～次年度予算編成に向けて ・ 参加人数 50名 平成21年10月20日・22日・23日(町内9箇所、3班・5人) ・ 委員会名 広報広聴常任委員会・議会懇談会 ・ 目的 町民と幅広く意見調整について ・ 参加人数 62名

改革区分	改革の項目	改 革 の 内 容	実 施 計 画					具 体 的 な 実 施 状 況
			H20	H21	H22	H23	H24	
	2 積極的な広報広聴活動	広報広聴常任委員会の機能を十分発揮させ、信託を受けた町民に対する広聴活動を推進するため、町内の各団体と懇談を行う分科会活動を始めとした広報広聴の機能充実を図る。	1月					<p>出前トーク</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年1月30日(水) 要請団体 NPO法人 白老消費者協会 出席議員 13名 テ ー マ 白老町議会改革と消費者協会の活動について 平成21年1月30日(金) 要請団体 NPO法人 白老消費者協会 出席議員 11名 テ ー マ 通年議会と消費者協会活性化の意見交換 平成22年1月29日(金) 要請団体 NPO法人 白老消費者協会 出席議員 テ ー マ 大町商店街の活性化について <p>分科会活動</p> <p>総務文教分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月20日(月) 懇談団体 NPO法人 おたすけネット 平成21年1月27日 懇談団体 NPO法人しらおい創造空間「蔵」 平成21年4月17日 懇談団体 仙台藩白老元陣屋資料館友の会 財団法人アイヌ民族博物館 <p>建設厚生分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年5月22日 懇談団体 NPO法人四葉 北海道難病連白老支部 平成32年11月4日 懇談団体 NPO法人ウヨロ環境トラスト 平成21年11月6日 懇談団体 白老民生委員児童委員協議会

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H20	H21	H22	H23	H24	
	3 委員会の地域別開催 (移動常任委員会)	国、北海道や町の新たな制度で町民に影響のあるもの又は地域課題を包括している審査又は調査をする場合、各地域に出向いて委員会を開催し、傍聴による審議過程を積極的に提供するルール作りを行い議会への関心・親しみを促す。		1月				平成20年5月8日・9日(萩野公民館、いきいき4・6) ・委員会名 総務文教常任委員会 ・目的 所管事務調査～使用料、手数料の見直しについて ・傍聴者数 19名 委員会条例に開催方法の明記(平成21年1月1日施行) (移動委員会) 第18条 委員会は、次のいずれかに該当する審査又は調査を行おうとするときは、町内全域又は関係する地域において委員会を開くことができる。 (1) 国、北海道又は町の新たな制度に関するもので、町民に多くのものに影響がある審査又は調査 (2) 特定の地域課題を包括している審査又は調査 (3) 地域から要望された請願・陳情に関する審査 (4) 委員会が必要と認める審査又は調査
	4 町民から意見を聞く機会の拡充	委員会終了後において、傍聴者との意見懇談を積極的に行い、調査又は審査に反映させるなど、町民が議会に対して意見・要望等が気軽に提案できる環境を整えるための調査研究を行う。						
3 議員の政策能力の向上	1 議決事件の追加 (自治法第96条第2項)	議会の政策形成能力や行政監視機能を高めるため、首長との関係で制約されてきた議決権について、町との真摯な協議により追加を検討する。						会議条例に設置を明記(平成21年1月1日施行) (議決すべき事件) 第7条 法第96条第2項に定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。 (1) 友好都市及び姉妹都市の締結に関する事項 (2) まちづくりに関する憲章及び宣言 これ以外の項目については、長と協議をして追加明記する。
	2 政策研究会の設置	町政の課題に関する調査・研究のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する政策研究会を設置する。		4月				会議条例に設置を明記(平成21年1月1日施行) (政策研究会の設置) 第10条 議会は、町政の課題に関する調査・研究のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する政策研究会を設置することができる。 平成21年4月15日 政策研究会の組織・あり方について、議会運営委員会に小委員会を設置し検討が始まる。 平成21年11月20日 白老町議員会に任意の政策研究会を設置 (白老町議員会政策研究会運営要綱制定)

改革区分	改革の項目	改 革 の 内 容	実 施 計 画					具 体 的 な 実 施 状 況
			H20	H21	H22	H23	H24	
	3 政策能力の向上	議員の政策能力向上及び委員会の条例提案の活性化を図るため、専門的知見の活用を図り、代表・一般質問のあり方及び本会議後の検討会等の実施を検討する。						
4 議員の倫理	1 倫理条例の改正	町民から信託を受けた議員のモラル向上や住民の信頼を果すため、議会の自浄作用、町民請求の緩和、兼業等規定等の見直しを行ない、平成 11 年に制定した倫理条例を改正する。						平成 21 年 1 月 21 日 議会運営委員会にて検討が始まる。
	2 議員活動の公表	住民から信託された議員として議会の活動状況(出席状況議案の賛否状況等)を公表する。		1月 試行				<p>議員の賛否の公表の試行(平成21年1月1日施行) 白老町議会運営基準</p> <p>14 会議において、議案に対する議員の賛否を公表するため、表決及び公表の方法は次のとおりとし、当分の間は試行する。 (1) 議長は、問題を可とするものを挙手又は起立させ、その可否の数を確定し、可否の数と可否の結果を宣告する。 (2) 挙手又は起立による表決において、挙手又は起立しない場合は否とみなす。 (3) 議長は、可否の数の確定を行うため議員の賛否の記録をとり、事務局長の記録と照合したうえで可否を宣告する。 (4) 議長は、その日の会議が終了した後、議会運営委員長及び会議録署名議員に議員の賛否の結果を報告する。 (5) 議案に対する議員の賛否の公表は、会議録及び議会広報等に掲載して行う。</p> <p>15 委員会において、審査付託された議案に対する賛否を公表するため、表決の方法を次のとおりとし、当分の間は試行する。 (1) 委員長は、可否を決定するために委員の氏名ごとにその賛否を宣告する。 (2) 委員会における表決は、14(1)・(2)を準用する。</p> <p>平成 21 年定例会 1 月会議の議決結果から賛否公表 ・ ホームページ上に議決結果として全議案を掲載する。 平成 21 年 1 月 31 日発行議会広報第 128 号から賛否を掲載</p> <p>議員の会議等の出席状況の公表 平成 21 年 1 年間分を広報紙に掲載 ・ 平成 22 年 1 月 31 日発行議会広報第 132 号へ掲載</p>

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H20	H21	H22	H23	H24	
5. 会議の運営 (本会議)	1 通年議会の実施	議会に求められている役割・機能の更なる充実・強化を図るため、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回とし、その会期を1年間とする「通年議会」を実施する。	5月					<p>平成20年第1回定例会において条例変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会の開催回数 年4回 年1回 ・ 招集規則の改正 年1月に招集 ・ 白老町議会通年議会実施要綱の制定 ・ 地方自治法第180条の委任による専決処分の拡大 7項目 ・ 議会運営基準の改正 ~ 説明員の負担緩和 (必要最小限)
	2 自由討議・反問	議案に対する賛否を開陳し合い、住民サービスの向上を判断し、議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行う。また、質問の活性化を図るため、説明員が行う反問のルール化を図る。						<p>会議規則に規定を明記した。(平成21年1月1日施行)</p> <p>(自由討議)</p> <p>第46条 質疑終了後、動議があったとき又は議会議務局長が必要であると認めたときは、会議に諮って自由討議を行うことができる。</p> <p>(質問に対する反問)</p> <p>第58条 議長は、説明のための議場出席者から、前2条の質問に対する反問の申し出があったときは、これを許可することができる。</p>
5 会議の運営 (委員会)	1 委員会の活発化	委員会活動を活発化させるため、委員会の夜間開催、移動委員会の運営、政策形成過程への関与及び参考人等の活用などのルール化を検討する。						
	2 自由討議の原則	委員会の審査又は調査は、町からの説明を最小限とし、委員相互間の自由討議を中心に運営する。						<p>委員会条例に規定を明記(平成21年1月1日施行)</p> <p>(自由討議の原則)</p> <p>第13条 委員会は、審査又は調査をするときは、委員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。</p>

改革区分	改革の項目	改革の内容	実施計画					具体的な実施状況
			H20	H21	H22	H23	H24	
6 議員定数等	1 議員定数と議員報酬	議会を取り巻く環境は、行財政改革の取組みや地方分権が推進する中で、新しい時代にふさわしい議会の活性化と精鋭化を目指す。議員は、多様化する社会において多くの町民意思を反映し役割を果たすことが必要であり、いかなる議員定数及び議員報酬が白老町にとって適切であるか改革期間内において引き続き検討する。						<p>平成 21 年 2 月 23 日 白老町特別職報酬等審議会の答申 (内容) 平成 22 年度から議員報酬の引き上げ答申 平成 21 年 7 月 24 日 議長の諮問 (内容) 平成 21 年 11 月末を目途に議会の考え方を示すべき 平成 22 年 1 月 6 日 中間報告 (内容) 審議不十分なため、9 月頃をめどに議論を延長 (論点) 議会の目指す姿と議員のあるべき姿 議員の位置づけ(専従職とボランティアの対比) 議員報酬と支給の根拠(議員活動と公務の位置付け) 議員報酬の位置づけ(実費弁償と生活給の対比) 議員報酬と地方歳費の対比</p>
白老町議会における条例・規則体系の改正 (議会条例・委員会規則の新設に伴う改革)		白老町議会は、第 1 次及び第 2 次の議会改革項目において、町民の関係で有効に役割を果たしてきた活性化の手法もあり、第 3 次議会改革の項目と併せて改革の期間内においてルール化(条例・規則化)の検討を行い順次整備を行う。						<p>平成 20 年 7 月 8 日 議会運営委員会より議論の開始 ・ 参考文献等 分権時代における議会運営のあり方調査研究報告書 (平成 14 年 3 月～都市問題調査研究所) 神奈川県横須賀市議会条例・規則体系(平成 14 年 9 月制定)</p> <p>白老町議会における本会議・委員会の運営について独自条例等体系 ・ 平成 20 年 12 月 19 日議決(平成 21 年 1 月 1 日施行) ・ 会議条例、委員会規則の新たな制定 ・ 会議規則、委員会条例の全部改正 ・ 議会改革の具体項目等の条例、規則への明記 調査機関(専門的知見の活用)、政策研究会の設置規定 議決事項 2 件 本会議の自由討議、質問に対する反問規定 委員会の自由討議原則 移動委員会の実施規定の明確化 委員会審査におけるルール化 など</p>